

市内米軍施設の返還と跡地利用の推進

(外務省・財務省・国土交通省・防衛庁・防衛施設庁)

(提案・要望項目)

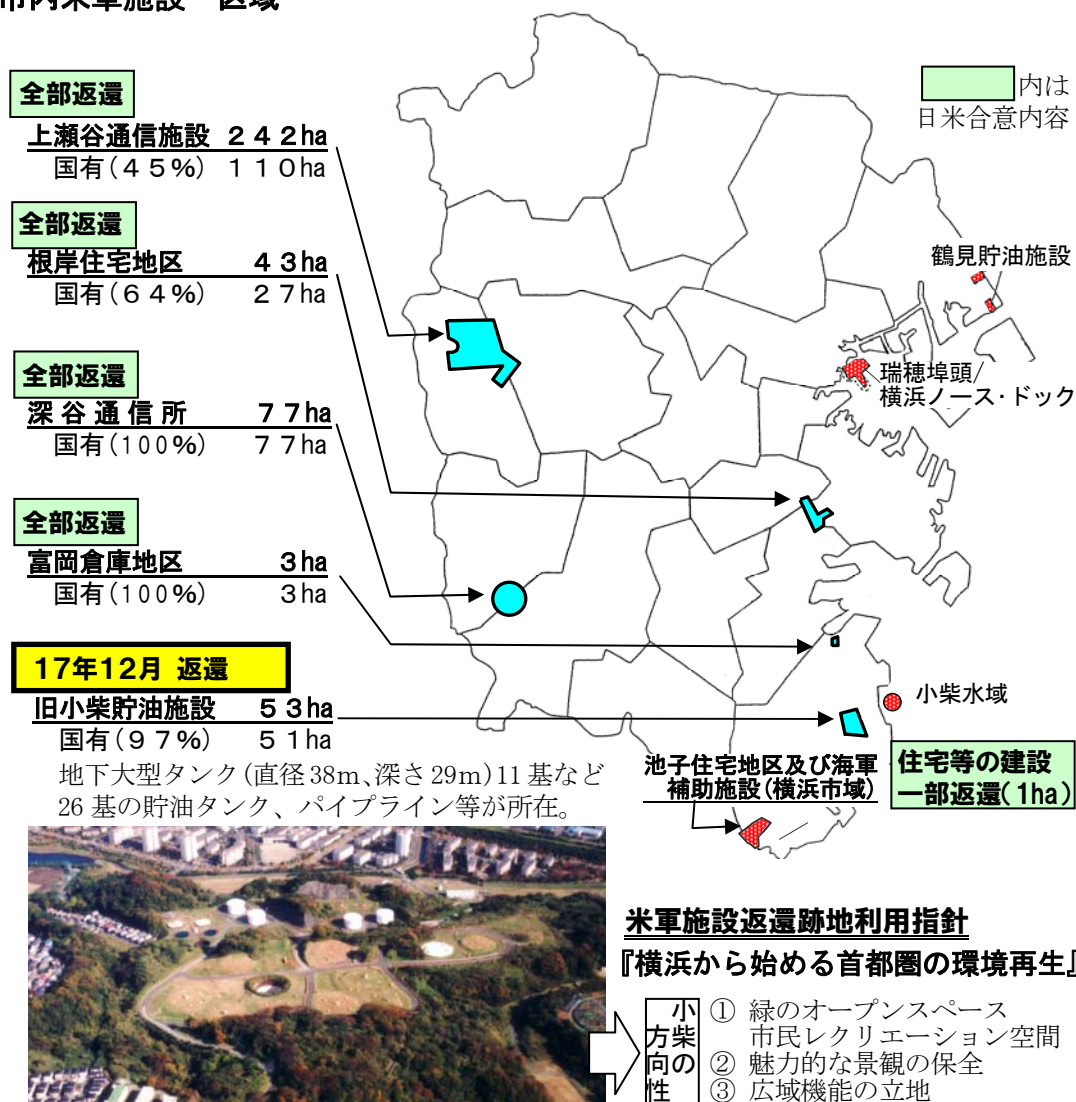
- 1 市内米軍施設及び区域の**早期返還の促進**
- 2 都市緑化推進に係る**跡地利用の促進と地元負担の軽減**

(理由・考え方)

- ・日米両政府は、16年10月に、市内6施設を対象とした返還方針、並びに池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における住宅等の建設、自然環境の保全への配慮について合意した。
- ・政府は、米軍施設の安定的な使用を確保するためには、**地元負担の軽減が重要**との認識のもと、18年5月に、**返還跡地の利用の促進等に全力で取り組むこと**などについて、閣議決定を行った。
- ・本市は、18年6月に**米軍施設返還跡地利用指針**を策定し、緑を機軸とする跡地利用の具体化を進めており、国においても、本市が提案する**首都圏の温暖化防止・ヒートアイランド対策、広域防災拠点等**の利活用について、国土施策創発調査による検討を進めている。
- ・17年12月に返還された**小柴貯油施設の跡地**は、貯油タンク等の適切な処理と、大規模国有地を生かした**緑の保全・創出**が望まれる。

- 1 ◆日米政府間で返還方針が合意されている**米軍施設の早期返還**とともに、**富岡倉庫地区、深谷通信所の早急な返還**を実現すること。
 - ◆瑞穂ふ頭など、**他の施設及び区域の早期全面返還**に取り組むこと。
- 2 ◆大規模返還国有地を活用した**国事業**について、引き続き**調査・検討**を進めること。
 - ◆跡地利用にあたり、**本市が緑の創出等を行う場合には、返還国有地**については、国事業と同様の**無償利用**を、**整備費**については、地元の**基地負担に配慮した助成措置**を、それぞれ考慮すること。

○ 横浜市内米軍施設・区域



○ 公園緑地整備に関する国・地方の費用負担の割合

単位：%

設置者等	設置者の返還国有地利用条件	用地費		施設費		維持管理費	
		国*	地方	国*	地方	国*	地方
① 国 (ロ号国営公園)	無償 〔無償所管換〕	不要	—	100	—	100	—
② 国 (イ号国営公園)		不要	—	67	33 [1/3]	55	45 [4.5/10]
③ 地方 (補助事業) 民生安定事業	有償 〔1/3 時価売払〕 〔2/3 無償貸付〕	50 (1/2)	50	67 (2/3)	33	—	100
④ 地方 (補助事業) 都市公園事業		33 (1/3)	67	50 (1/2)	50	—	100
⑤ 地方 (地方単独事業)		—	100	—	100	—	100

[]は都道府県の負担率 ()は国の補助率 国*は、①②④国土交通省、③防衛施設庁